

奈良県告示第二百九十二号

橿原公苑使用条例（昭和二十七年七月奈良県条例第四十六号）第十一条第四項の規定により、奈良県立橿原公苑（明日香庭球場）の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十九年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定管理者となる団体

大和高田市本郷町二番三八―五〇六号 有限会社ハードボールテニス 代表取締役
岡田 守弘

二 指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで